先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト(羽生市指定様式)

+++ +++++++++++++++++++++++++++++++++	
* ***	•
于未日石	

※認定申請者自らで、書類提出前に以下の項目に照らして書類を確認し、申請者欄にチェック(レ点)を記入して提出してください。申請者の計画と関係のない項目については、チェック欄に斜線又は取消し線を記入してください。

			チェック欄				
Ι	I 先端設備等導入計画の認定申請時に必要となる提出書類						
	1	【初回申請】以下の提出書類が準備できているか	阜	請者	市		
	(1)	先端設備等導入計画に係る認定申請書(別紙「先端設備等導入計画」含む)(様式第22)		ある			
	(2)	認定経営革新等支援機関による事前確認書(ID番号、事業者名、計画と整合の取れた計画期間の記載)		ある			
	(3)	先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト(羽生市指定様式、申請者欄チェック済のもの)		ある			
	(4)	証明書(羽生市指定様式、様式を市民生活課に提出して滞納有無に関する証明書取得)		ある			
	(5)	会社内容等の事業概要が確認できる資料(パンフレットやホームページ公開資料等)、履歴事項証明書又は 開業届の写し		ある			
	(6)	返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもので、切手を貼付済みのもの。)		ある			
	2	【変更申請】以下の提出書類が準備できているか			L		
	(1)	先端設備等導入計画に係る認定申請書(別紙「先端設備等導入計画」含む)(様式第23)		ある			
	(2)	認定経営革新等支援機関による事前確認書(ID番号、事業者名、計画と整合の取れた計画期間の記載)		ある			
	(3)	変更前の先端設備等導入計画の写し		ある			
	(4)	先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト(羽生市指定様式、申請者欄チェック済のもの)		ある			
	(5)	返信用封筒(A4の認定書を折らずに返送可能なもので、切手を貼付済みのもの。)		ある			
	3	提出書類の写しをとり、申請者自らで保管しているか(提出書類は返却しません。)		いる			
Ι	先	端設備等導入に係る認定申請書(先端設備等導入計画含む)関係					
	1	認定申請書表紙に住所、記名があるか(法人の場合は、本社所在地、法人名、代表者役職、代表者名)		ある			
	2	名称等は正確に記載しているか(法人番号は個人事業主等、番号が指定されていない者は不要)		いる			
	3	「主たる業種」に、日本標準産業分類の中分類の記載があるか		ある			
	4	認定を受けられる「中小企業者」に該当しているか(中手企業経営強化法第2条第1項)		核当する			
5		計画期間が、3年、4年、5年のいずれかの期間となっているか(<u>※【】内に年数を記入</u>) ※計画開始日は申請日以降に設定		いる 年間】			
	6	「自社の事業概要」が、「会社案内等の事業概要が確認できる資料」と整合が取れているか		いる			
7		「自社の経営状況」に、売上高等の財務指標や顧客の数、主要取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自 社の強み・弱み等を記載しているか		いる			
8		「具体的な取組内容」に、導入する先端設備等による取組内容の概要が、具体的に(直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供するものであることがわかるよう)記載されているか。また将来の展望に先端設備等導入による効果が記載されているか		いる			
	9	先端設備等導入による労働生産性向上の目標の算出に誤りがなく、正しく転記されているか		いる			
10		労働生産性の伸び率が、計画期間で除して年平均3%以上となっているか (3年間:9%以上、4年間:12%以上、5年間:15%以上)		いる			
	11	「導入時期」が、過去に取得されたことになっていないか(※設備は計画認定後に取得が必須)	□ いない				
	12	「所在地」は、導入設備等の設置予定地を県名及び市名を含む住所を記載しているか (地番まで記載すること)		いる			
	13	「設備等の種類」は、減価償却資産の種類(「機械及び装置」、「器具及び備品」、「工具」、「建物付属設備」、「ソフトウェア」)を記載しているか		いる			
	14	「設備等の種類別小計」は、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか		いる			
	【裏面へ続く】						

			申請者	市			
15		「資金調達方法」は、同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、 資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか	□ いる				
16		設備の導入や事業計画の実施等に当たり、都市計画法その他関係法令に違反していないことを確認しているか。また、法令違反がある場合、認定の対象とならないことを了承しているか					
Ⅲ 【固定資産税の特例を受ける場合】							
1		地方税法附則第15条第45項に規定する中小企業者・中小事業者に該当するか (資本金1億円以下の法人(一定の大企業の子会社は除く)もしくは従業員1,000人以下の個人事業主)	□ 該当する				
2		-台又は一基の取得価格が機械装置160万円以上、器具備品30万円以上、工具30万円以上、建物附属設備60万円以上であるか(年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること)					
	3	特例を受ける資産には、中古資産はないか	□ 中古資産なし				
4	(1)	認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書 (ID番号、事業者名、別添、別紙の記載)	□ ある				
	(2)	先端設備等導入による年平均の投資利益率の算出に誤りがなく、正しく転記されているか	□ いる				
•	リー	ス取引の場合のみ ※関係しない項目はチェック欄に斜線を引いてください					
	(1)	ファイナンスリース取引に該当するか(※オペレーティングリースは対象外)	□ 該当する□ 該当しない				
5	(2)	所有権「移転外」リース取引か、所有権「移転」リース取引か。「移転」の場合、固定資産税の申告者は誰 か	□ 移転外□ 移転かつユーザー納税申告□ 移転かつリース会社納税申告				
	(3)	取得価格は「消費税抜」となっているか(※事業者の経理方式にあわせません)	□ いる				
	(4)	リース契約見積書の <u>写しの添付</u>	□ ある				
	(5)	固定資産税軽減計算書(リース会社が作成)の <u>写しの添付</u>	□ ある				
•	賃上	げ表明をした場合(固定資産税の特例で、特例率1/3(2/3軽減)を受けたい場合)のみ					
	(1)	賃上げ方針について計画の認定申請書に記載 ※新規申請時のみ	□ 記載がある				
6	(2)	上記について、「従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面」の添付 (雇用者給与等の支給額の増加率が1.5%以上となる賃上げ表明が必要)	□ 添付がある				
IV	IV 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項						
	1	人員削減を目的とした先端設備等導入計画は認定の対象とならないことを了承しているか	□ いる				
	2	公序良俗に反する取組を行う中小企業者、反社会勢力との関係が認められる中小企業者は認定の対象となら ないことを了承しているか					
	3	計画認定後、市が必要とした際には計画の進捗状況を報告することについて理解しているか	□ いる				
٧	そ	の他					
1 同計画の申請に併せて補助金・金融支援を受ける場合 名称及び支援内容:							

このチェックリストの内容は予告なく変更する場合があります。HPで最新の様式をご利用ください。

認定書の発行までに当課受領後、3週間から1か月程度の期間を要します。また不備などがあった場合は、この限りではありません。

参考	参考 ※この頁は提出不要					
	「資	本金又は出資金の額」、「	従業員数」、「主たる業	種」が以下のいずれかに該当するかを確認		
	業種分類	中小企業等経営強化法第2条第1項の定義				
	未性刀炽	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	※対象となる「中小企業者」は、中小企業等経営強化法第		
	製造業その他	3億円以下	300人以下	2条第1項の定義であり、法人形態は個人事業主、会社、		
	卸売業	1億円以下	100人以下			
	小売業	5千万円以下	50人以下	企業組合、協業組合、事業協同組合などです。 		
Ⅱ -4	サービス業	5千万円以下	100人以下	※いずれにも該当しない場合は、計画認定の対象外になり		
	政 ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下	ます		
	指 ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下			
	種旅館業	5千万円以下	200人以下			
	※ 自動車又は航空機用タイ	ヤ及びチューブ製造業並びに工	業用ベルト製造業を除く。	4		
Ⅱ-11	[-11 ※取得…設備の所有権を得ること。納品後、自社で設置する場合は、納品時点を取得とみなす					
	所有権 移転外」リース 	取引か、所有権「移転」し	リース取引か。「移転」の	D場合、固定資産税の申告者は誰か		
Ⅲ-5- (※ <u>「移転外」の場合はリース会社が固定資産税の申告時に特例申請の手続き</u> をとります。 <u>「移転」の場合であって「ユ</u>						
(2)	(2) 定資産税の申告・納付をする」場合はユーザーが申告時に特例申請の手続きを、「移転」の場合であって「リース会社が固定資産					
告・納付をする」場合はリース会社が申告時に特例申請の手続きをする必要があります)						